

生活保護費の不正受給に係る元生活保護受給者の逮捕について

1 概要

生活保護費の不正受給事案として、旭川方面旭川東警察署に被害届を提出していた、本市の元生活保護受給者が、令和6年7月23日、詐欺罪の容疑で逮捕され、また同年8月13日に再逮捕された。

2 逮捕容疑

当該元生活保護受給者は、平成30年4月から令和3年6月までの期間、仕送り等の収入があったにもかかわらず、適正に申告することなく、不正に生活保護費を受給した詐欺罪（刑法第246条）の容疑

3 逮捕された元生活保護受給者

40歳代男性及び40歳代女性

生活保護受給期間：平成30年3月22日～令和3年11月25日

4 被害額

- ・令和6年7月23日 逮捕 平成30年4月～平成31年3月の被害額 約217万円
- ・令和6年8月13日 再逮捕 平成31年4月～令和3年6月の被害額 約510万円

※ 被害額については、今後の警察の捜査で変動する可能性あり。

5 被害届

当該生活保護受給者が、生活保護受給期間中に生活保護費以外の収入があったにもかかわらず適正な申告を行うことなく、意図的に隠蔽し、生活保護費を不正に受給したことが悪質と判断したことから、令和5年1月24日及び令和6年7月22日に被害届を提出したものである。